

# 国土利用計画 阿南市計画

平成24年3月  
阿南市

平成24年3月21日  
市議会議決

## 目次

前文	1
第1 市土の利用に関する基本構想	2
1 市土利用の基本方針	2
2 地域類型別の市土利用の基本方向	9
3 利用区分別の市土利用の基本方向	10
第2 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要	14
1 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	14
2 地域別の概要	15
第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	18
1 公共の福祉の優先	18
2 土地利用に関する法律等の適切な運用	18
3 地域整備施策の推進	18
4 安全で安心な市土の形成	18
5 環境の保全と美しい市土の形成	19
6 土地利用の転換の適正化	20
7 土地の有効利用の促進	20
8 多様な主体の参画による市土の管理	22
9 市土に関する調査の推進及び計画の点検	22

## 前 文

阿南市（以下「本市」という。）は、「ひと・まち・心をつなぐ笑顔の光流<sup>えがお こうりゅう</sup>都市（快適・輝き・創造の未来へ）」（第5次阿南市総合計画（以下「総合計画」という。）平成23年3月）を市の将来像と位置づけ、豊かな自然環境と都市的な集積をいかしながら、豊かでゆとりあるまちづくりを目指しています。

この国土利用計画 阿南市計画（以下「本計画」という。）は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、本市の区域における国土（以下「市土」という。）の利用に関する基本的事項について定める計画であり、全国の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「全国計画」という。）及び徳島県（以下「県」という。）の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「県計画」という。）とともに、同法第4条の国土利用計画を構成するものです。

# 第1 市土の利用に関する基本構想

## 1 市土利用の基本方針

市土の利用に関する基本理念及び基本方針等を以下に示します。

### (1) 基本理念

市土は、現在及び将来における市民のための限られた資源であり、生活及び生産を通じて行う諸活動の基盤です。したがって、その利用では、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、本市の自然、社会、経済及び文化の実情に配慮し、「健康で文化的な生活環境の確保と市土の均衡ある発展を図る」ことを基本理念として、総合的かつ計画的に行います。

### (2) 市土の特性

本市は、徳島県東部に位置し、東は紀伊水道及び太平洋に面し、北は小松島市及び勝浦町、西は那賀町、南は美波町に接しています。

北東部は、那賀川水系により形成された沖積平野と三角州からなり、比較的平坦な土地が広がっています。

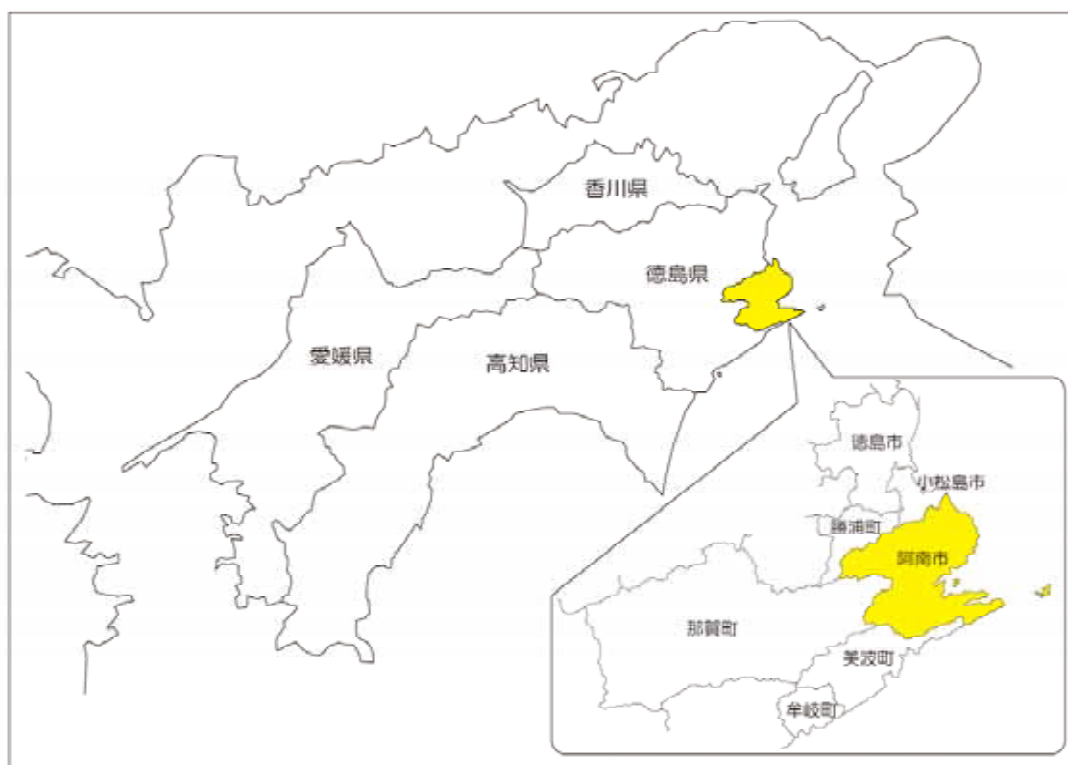


図1 . 阿南市の位置

一方、西部及び南東部については、四国山系の東端に連なる山地部となっており、市土の約60%を占めています。特に、南東部では山が海まで迫り美しいリアス式海岸を形成していることから、その海岸部は室戸阿南海岸国定公園に指定されています。

平成18年(2006年)3月に那賀郡那賀川町及び羽ノ浦町を編入し、平成23年(2011年)時点における市土面積は279.54km<sup>2</sup>で、徳島県全体の約6.7%を占め、広大な市域を有しています。

また、国道55号と国道195号の結節点に位置し、JRが南北に走り、重要港湾橘港を始めとする港湾を多数擁することから、交通の要衝として栄え、現在では徳島県第2の都市として県南部における中核的な役割を担うとともに、環大阪湾・紀伊水道圏を構成する拠点都市としての今後の発展も期待されています。

### (3) 市土利用をめぐる社会情勢

#### ア 人口減少社会の到来

本市の人口は、減少傾向が続いています。図2で示すとおり、平成22年の国勢調査人口は76,063人で、昭和55年に比較して約8%の減となっています。

これを年齢別に見ると、図3に示すとおり、65歳以上の高齢者の割合が高くなってきており、昭和55年の11.5%から平成22年には26.6%まで増加しています。その一方で15歳未満の若年者の割合は昭和55年の22.5%から平成22年には13.8%まで低下し、少子化・高齢化が大きく進んでいることがわかります。

今後もこの傾向は続く予想されており、このような人口減少社会の到来と急速な高齢化の進展の中で、全体としては土地需要が減少する傾向にあるため、今後の人口定住の促進と交流人口の拡大が課題となっています。

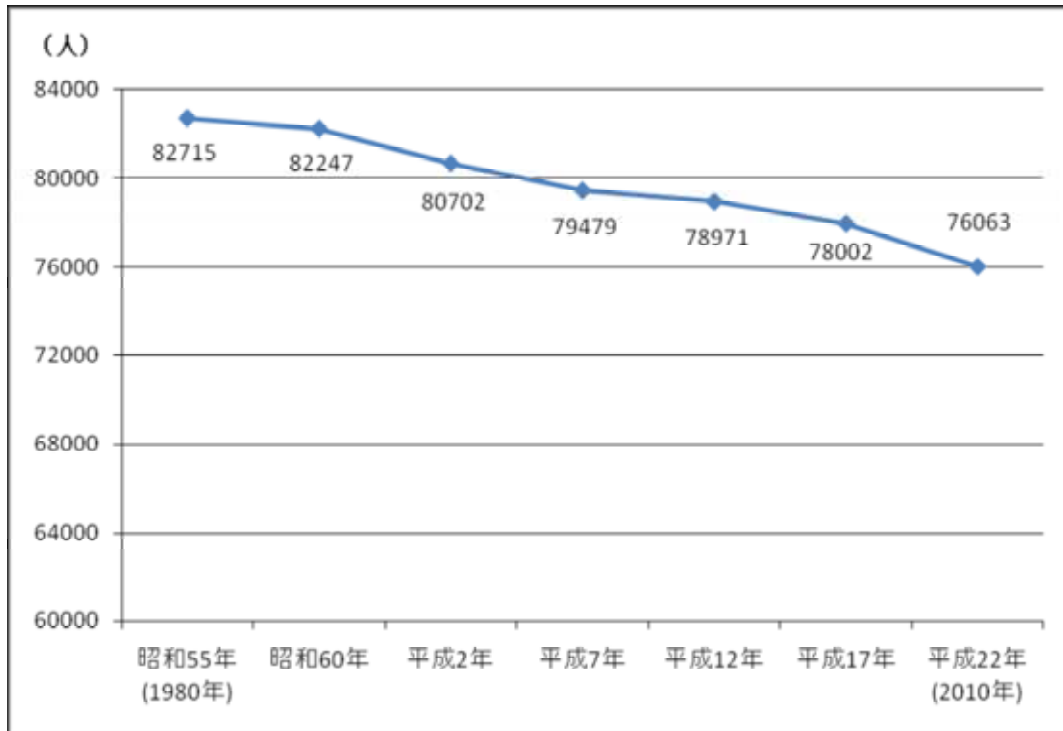


図2 . 人口の推移 (国勢調査)

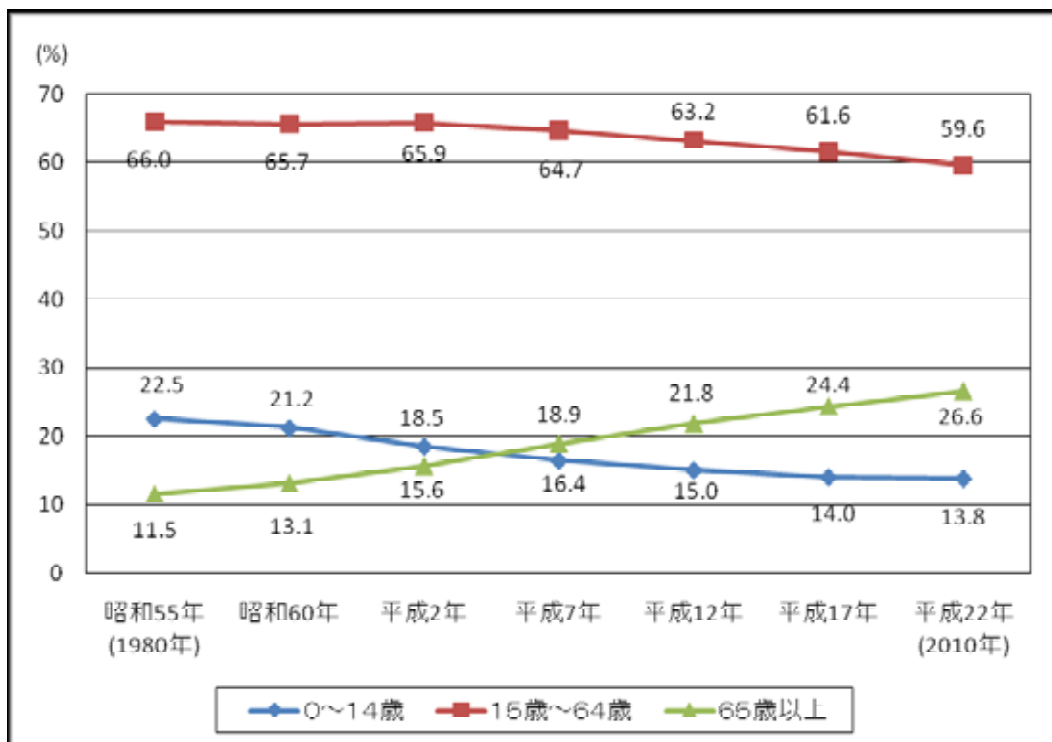


図3 . 年齢構成比の推移 (国勢調査)

## イ 市土の有効利用への要請

土地需要の減少に伴い、農用地及び森林から他の用途への転換については減少傾向にあります。幹線道路付近など収益性や利便性が高い土地においては、農地から宅地への転換等がみられます。

また、既存商店街の空洞化及び虫食い状に増加する未利用地及び低利用地(以下、「低・未利用地」という。)が問題となっている一方、LED産業を筆頭とした最先端工業の立地等による土地需要も見込まれます。

したがって、市土の均衡ある発展のため、引き続き土地利用転換の調整を図り、都市機能の拡散を抑制しつつ、土地需要の調整、効率的な利用の観点から市土の有効利用を図ることが求められています。

## ウ 安全で安心な市土への要請

近年、大型台風や集中豪雨による被害の増加や甚大化、自然災害のおそれのある地域への居住の拡大、高齢化の進展に伴う地域社会の弱体化などがみられ、安全で安心な市土への要請が高まっています。

特に、「南海・東南海・東海」の三連動地震の発生が危惧されているため、地震発生時に市民の生命・財産を守り、災害の被害を最小限に留めることが求められています。

また、那賀川におけるダム貯水率が著しく低下する異常渇水が頻発し、流域の農業・工業等への影響が懸念されています。

## エ 低炭素社会<sup>\*1</sup>、循環型社会、自然共生社会への転換

地球温暖化が進行し、温室効果ガス排出削減が急がれる状況や地球規模での生態系の危機等、自然の物質循環への負荷の増大にともなう生じる諸問題や東アジアの経済成長にともなう資源制約の高まりに適切に対処するため、循環と共生を重視した市土利用を基本とすることが重要となっています。

## オ 良好な景観への要求や自然志向等の高まり

市民意識の中には、美しい農山漁村や落ち着いた都市景観の消失、水環境や自然環境の悪化などが懸念される一方、歴史的・文化的景観の保全や里地里山の保全・再生及び自然とのふれあいや心の豊かさ等を重視する機運が高まっています。

このような中で、安全面や環境面も含め、人と自然の営みの調和を図りなが

---

\*1 低炭素社会・・・地球温暖化の原因である温室効果ガスのうち、大きな割合を占める二酸化炭素の排出が少ない社会こと。

ら、美しくゆとりある自然環境等に溶け込んだ市土の利用が求められています。

#### カ 市民の市土利用への参加意識の高まり

平成20年（2008年）実施の市民まちづくり意識調査における「都市づくりの市民の参加方法についての考え」に対する回答では、「行政が市民の意見を反映して計画を実現」が45.9%、「行政が計画して市民が賛同した計画を実現」が30.7%で、行政が市民の意見を聞きながら計画づくりを進めるべきであるという意見が回答者の76.6%を占めており、身近な空間の土地利用に自らも関わりたいという人々の意識が高まっています。

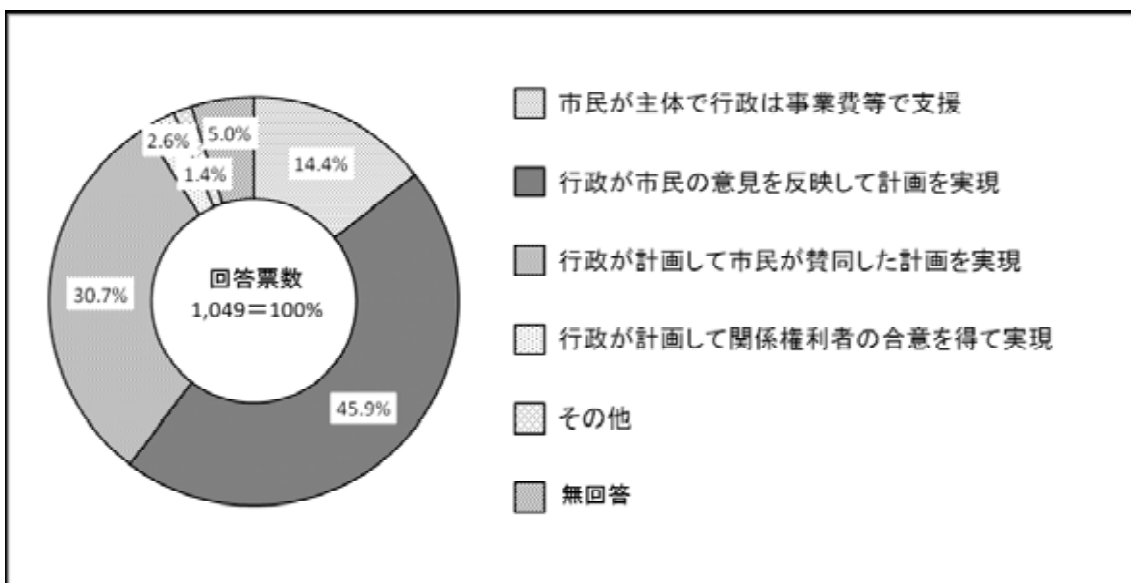


図4．市民まちづくり意識調査「都市づくりへの市民の参加方法について」

#### キ 土地利用相互の関連性の増大

近年、市民の価値観が多様化しており、例えば身近な生活空間として土地利用を認識し、建物、道路、緑などを一連のものにとらえて、快適性や安全性を考えるなど、個々の土地利用を横断的にとらえるべき状況がみられます。

また、本市は町村合併を重ねてきたことから市街地が分散して形成されていますが、この市街地の間に介在する田園地域における住宅地の開発や大規模小売店舗の立地により、市街地に空閑地が増加するなど、特定の土地利用が他の土地利用と相互に関係する状況がみられます。

したがって、地域の様々な土地利用をそれぞれ別個のものとしてとらえるのではなく、土地利用の相互関係等を踏まえて考えることが重要となっています。

また、土地利用諸制度に係る地方分権の進展などの中で地域の実情に応じた創意工夫ある取組の重要性も高まっています。

これらの状況に適切に対応し、地域ごとに柔軟な対応を行い、総合的な観点から市土利用のマネジメントを行っていくことが期待されます。

#### (4) 基本方針

本計画では、第5次阿南市総合計画に示される目指すべき将来像「ひと・まち・心をつなぐ笑顔の光流都市（快適・輝き・創造の未来へ）」を実現するため、限られた市土の有効利用を図りつつ、適切に維持管理をし、市土利用の質的向上を図り、さらに、これらを含め市土利用の総合的なマネジメントを能動的に進めることによって、より良い状態で次世代へ引き継ぐことを基本方針とします。

##### ア 有効かつ適正な市土利用

本市では、“光のまち”に象徴されるように、LED産業を筆頭とした最先端工業の立地に取り組んでいます。

そのため、人口減少下においても、地域によっては、住宅地や事務所・店舗用地等の需要が当面増加するため、低・未利用地の有効利用等を促進することにより、土地利用の合理化・効率化に努め、計画的に良好な市街地の形成と再生を図ります。

他方、農用地・森林等については、食料や木材の安定供給に重要な役割を果たしている農林業の生産活動の基盤であることから、貯水及び防災機能の維持や生物多様性の確保等に配慮して適正に保全します。また、耕作放棄地の解消等を含めた適切な利用を図ります。

農用地・森林等及び宅地等の相互の土地利用転換については、一旦転換すれば再び元の状態に戻すことが困難であることから、農業生産や林業生産に極力影響の無いよう、さらに生態系や自然の様々な営みや景観の保全にも配慮し、計画的かつ慎重に行います。

住宅地、事務所・店舗用地、農用地及び森林の適切な配置や組合せによる調和ある土地利用を進めることにも配慮します。

##### イ 市土利用の質的向上

市土利用の質的向上に関しては、安全で安心な市土利用、循環と共生を重視した市土利用、美しくゆとりある市土利用といった観点を基本とするとともに、これら相互の関連性にも留意します。

##### 安全で安心な市土利用

災害に対しては、地域ごとの特性を踏まえ、地域で災害に備える「共助」や被災時の被害の最小化を図る「減災」の考え方の下、適正な市土利用を行うこ



とを基本とします。

また、防災倉庫、貯水槽、ヘリポートなどの防災施設の確保を図り、避難場所に指定されている公共施設の耐震化を推進するとともに、災害発生時における物資等の緊急輸送ルート及び拠点施設の設置を検討します。

さらに、森林や農用地の持つ市土保全機能の向上に努めるとともに、市街地の浸水対策として、下水道の整備等を推進します。

#### 循環と共生を重視した市土利用

低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の3つの社会構築理念のもと、省エネルギーの推進やクリーンエネルギーの導入、生ゴミの資源化等循環型社会の構築、森林や河川の環境の維持・向上、ウミガメ産卵地の保全など自然と共生するやさしいまちづくりの推進等、自然のシステムにかなった市土利用を進めます。

#### 美しくゆとりある市土利用

本市は、那賀川水系により形成された沖積平野に広がる農村地帯や、複雑に入り組んだリアス式海岸をもつ臨海部を天然の良港として利用した水産業、山間部の豊富な林産物を活用した産業の立地など、自然を活用した第1次産業が発展してきました。

また近年は、海岸部に臨海工業地域が形成され、内陸部にはLED産業が立地し、県南部の産業拠点となっています。

海岸域は室戸阿南海岸国定公園に指定され海岸美を誇るとともに、牛岐城趾や阿波水軍、阿波公方等古くからの歴史があります。

さらに、太龍寺、平等寺の2カ所の四国霊場があり、平成22年には、本市の遍路道の一部が、四国の遍路道としては初めて、国史跡に指定されています。

このように本市は様々な地域資源で形成されており、こうした本市の自然的・社会的特性を踏まえた個性ある景観の質を高める必要があります。

このため、水辺環境と一体となったゆとりある都市環境の形成、農山漁村における緑豊かな環境の確保、歴史的・文化的風土の保存を進め、人と自然の営みが調和した美しくゆとりある市土利用を図ります。

#### ウ 市土利用の総合的なマネジメント

近年の市土利用をめぐる状況として、人口減少社会の到来や、市民の市土利用への参加意識の高まり及び土地利用相互の関連性の増大等があります。

これらの状況変化に対応し、市土をより良い状態で次世代に引き継ぐために、地域の特性をいかしつつ、総合的かつ計画的な土地利用を図る市土利用の総合

的なマネジメントを行います。

まず、市域を「臨海自然ゾーン」「港湾ゾーン」「河川親水ゾーン」「森林ゾーン」「中山間地・田園ゾーン」「市街地住宅ゾーン」「中心市街地ゾーン」の7つのゾーンに区分し、ゾーン間の連携と調和のとれた土地利用を推進します。

また、市等による公的な役割の発揮や土地所有者等による適切な管理に加え、市民との協働による那賀川河川敷第1、第2及び第3緑地並びに桑野川河川敷浜の浦緑地の保全等、市民の直接的な市土管理への参加を推進します。

さらに、市内で生産されたものを市内で消費する地産地消の推進や緑化活動への募金活動等の取組を通して、市民一人一人が間接的に市土管理の一翼を担う市民参加の動きを促進します。

この他、市の発展に寄与する場合には、市土利用の基本的な考え方についての合意形成を図るように努めた上で、柔軟な土地利用を進めます。

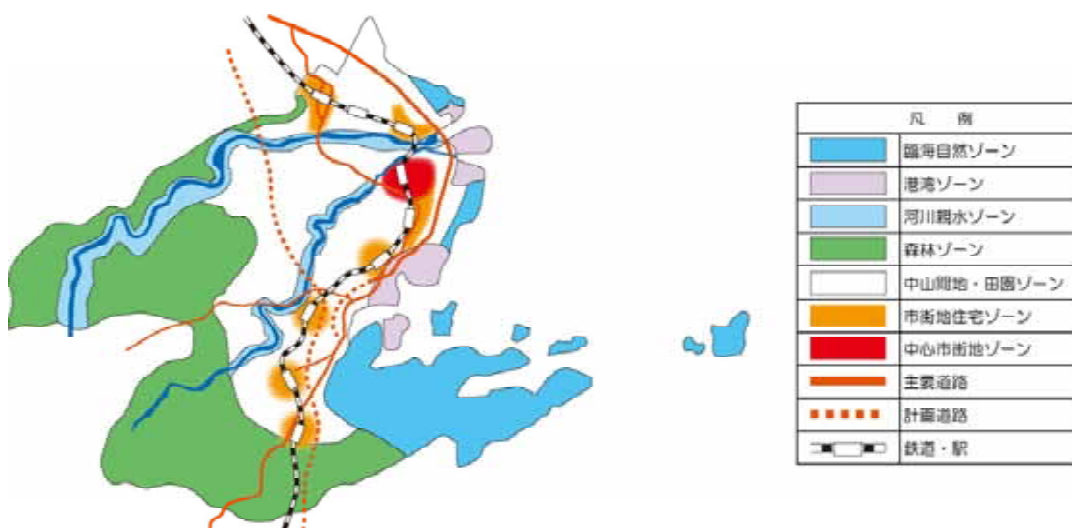


図5 . ゾーン区分のイメージ模式図

## 2 地域類型別の市土利用の基本方向

市街地等、農村地域及び自然共生地域の市土利用の基本方向を次のとおりとします。なお、地域類型別の市土利用に当たっては、各地域類型を別個にとらえるだけでなく、各地域類型間の機能分担や交流・連携といった相互のつながりに配慮します。

### (1) 市街地等

この地域は、JR駅周辺及び各地区中心地周辺の既成住宅地域、港湾及び工業団地周辺の地域であり、総合計画の「中心市街地ゾーン」「市街地住宅ゾーン」「港湾ゾーン」に相当する地域です。

中心市街地については、既存の社会資本をいかながら多様な都市機能を集約した都市構造づくりと交通ネットワークの充実に努めます。

既成住宅地域については、生活道路の整備拡充や下水道、公園等の都市基盤整備に努めるとともに、必要に応じて緑空間の確保や都市の安全性に配慮した快適な居住環境づくりを図ります。

港湾及び工業団地周辺の地域については、親水空間の整備やその周辺環境の整備に努めます。

## (2) 農村地域

この地域は本市の北部平坦地、中部平坦地及び山麓部<sup>さんろく</sup>であり、総合計画の「中山間地・田園ゾーン」に相当する地域です。

農村地域は、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい風景を提供する等、市民共有の財産です。そのため、地域特性に配慮した良好な生活環境の整備に努めます。

一方、農用地区域として設定された地域については、農地の保全に努めると共に、圃場<sup>ほじょう</sup>整備など基盤整備の促進と農業用施設用地の確保に努め、高付加価値型農業の促進を図ります。

また、農地と宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、農業生産と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を図ります。

## (3) 自然共生地域

この地域は、西部及び南部の森林地域、那賀川、桑野川等の河川周辺、沿岸地域及び島しょ地域であり、総合計画の「森林ゾーン」「河川親水ゾーン」「臨海自然ゾーン」に相当する地域です。

この地域は、林業や漁業における生産と生活の場であるだけでなく、観光資源でもあり、さらには地域住民の憩いの場でもあることから、林道や漁業施設の整備と連携しつつ自然環境をいかした観光交流地域としての整備も進めます。

また、自然環境の保全に配慮しつつ、河川・海岸改修と一体となった親水空間の整備や歴史的資源をいかした憩いと交流の場としての整備を進めます。

さらに、山間地周辺集落や半島地域及び島しょ地域の利便性の向上、外来生物の侵入や野生鳥獣による被害の防止に努めます。

## 3 利用区分別の市土地利用の基本方向

利用区分別の市土地利用の基本方向を以下に示します。

## ( 1 ) 農用地

農用地については、効率的な利用と生産性の向上を図り、将来にわたる食料の安定的供給という役割の一層の強化を図ることを目標として、農用地の保全に努めるとともに、今後必要とされる農用地の確保と整備を図ります。

また、不断の良好な管理を通じて、農業のもつ多面的機能が十分に発揮されるよう配慮し、環境負荷の少ない農業生産の推進を図ります。

特に、中山間地域においては、農業生産活動を通じて農用地が市土保全等に果たす役割を踏まえ、耕作放棄地の発生防止と解消に努め、地域特性をいかした農業の展開のための生産基盤の整備・保全を図ります。

## ( 2 ) 森林

森林については、温室効果ガス吸収源対策の着実な実施、森林資源の成熟化、木材の需給動向等を踏まえ、将来世代が木材生産等の経済的機能をはじめとする森林の持つ多面的機能を享受できるよう、緑豊かで美しい森林づくりに向けて、多様で健全な森林の整備・保全を図ります。

市街地等及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するために、積極的に緑地としての整備・保全を図ります。

また、農山村集落周辺の森林については、地域社会の活性化、市民の多様なニーズに配慮しつつ適正な利用を図ります。

さらに、原生的な森林や貴重な動植物が生息・生育する自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理を図ります。

## ( 3 ) 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、河川氾濫<sup>はんらん</sup>地域における安全性の確保、農業用排水路の整備等に要する用地の確保を図り、施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、これら用地の持続的な利用を図ります。

特に、水面・河川・水路の整備に当たっては、自然環境の保全・再生に配慮するとともに、自然の水質浄化作用、生物の多様な生息・生育環境、うるおいのある水辺環境等の維持・向上を図ります。

## ( 4 ) 道路

道路のうち一般道路については、良好な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図ります。整備に当たっては、道路の安全性及び快適性等の向上並びに個性ある景観の形成、環境の保全に十分配慮します。

また、農道及び林道については、農林業の生産性の向上や農用地及び森林の適正な管理を行うため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて既存用地の持続的な利用を図ります。整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮します。

#### (5) 住宅地

住宅地については、成熟化社会にふさわしい豊かな住生活の実現及び秩序ある市街地形成の観点から、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図り、住宅周辺の生活関連施設の整備を計画的に進めながら、良好な居住環境の形成を図ります。

また、災害に関する地域の自然的・社会的特性を踏まえた適切な土地利用を図ります。

公園・緑地等のオープンスペースについては、計画的な整備に努め、安全性や景観に配慮した魅力ある住環境の形成に努めます。

#### (6) 工業用地

企業の立地は、地域経済の発展に大きく貢献し、市民所得の向上を図る上で重要なものです。したがって、工業用地については、環境の保全等に配慮しつつ、情報化やグローバル化の進展等にもなう産業の高付加価値化や構造変化等を踏まえ、LED産業を始めとする地域資源を重視した工場の立地に向けて、必要な用地の確保を図ります。

#### (7) その他の宅地

事務所・店舗用地等のその他の宅地については、商業の活性化及び良好な環境の形成に配慮し、必要な用地の確保を図ります。

また、郊外に大規模集客施設の進出がある場合は、地域の合意形成や周辺の土地利用との調整をしつつ、環境、景観との調和を踏まえた適正な立地を図ります。

#### (8) 公用・公共用施設用地

文教施設、公園緑地、厚生福祉施設、交通施設及び官公署等の公用・公共用施設の用地については、市民生活上の重要性と市民のニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図ります。また、施設の整備にあたっては、耐震性の確保と災害時における施設の活用に配慮します。

#### (9) レクリエーション用地

レクリエーション用地については、自然とのふれあい志向の高まり等、市民

の価値観が多様化する中、市民の健康増進や自然環境への配慮をしつつ、地域の個性や資源をいかした計画的な整備と有効利用を図ります。

その際、余暇やスポーツを通じて、すべての市民が健康で活気にあふれた地域づくりに参加できるよう、森林、河川、沿岸地域等の余暇空間としての利用や施設の適切な配置と、その広域的な利用に配慮します。

#### ( 1 0 ) 低・未利用地

店舗や工場跡地など市街地等の低・未利用地は、他の用地等としての活用を図ります。

農山村の耕作放棄地は、所有者等による適切な管理に加え、多様な主体の参画を促し、農用地としての活用を積極的に図るとともに、それぞれの地域の現況に応じて森林等、農用地以外への転換による有効利用を図ります。**の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び**

#### ( 1 1 ) 沿岸域

沿岸域については、漁業、海上交通、レクリエーション等各種利用への多様な期待があります。

そのため、自然環境及び景観の保全、水産資源の保護等に十分注意し、総合的な利用を図ります。

この場合、市民に開放された親水空間としての適正な利用に配慮します。

さらに、漂着ゴミ対策や汚濁負荷対策を図るとともに、市土の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全を図ります。

## 第2 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

### 1 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標等は、次のとおりです。

#### (1) 目標年次及び基準年次

計画の目標年次は平成35年とし、基準年次は平成22年とします。

#### (2) 前提となる将来推計人口

市土の利用に関して基礎的な前提となる将来推計人口については、コーホート法<sup>\*1</sup>による推計によると、平成35年において、およそ7万人になるものと想定します。

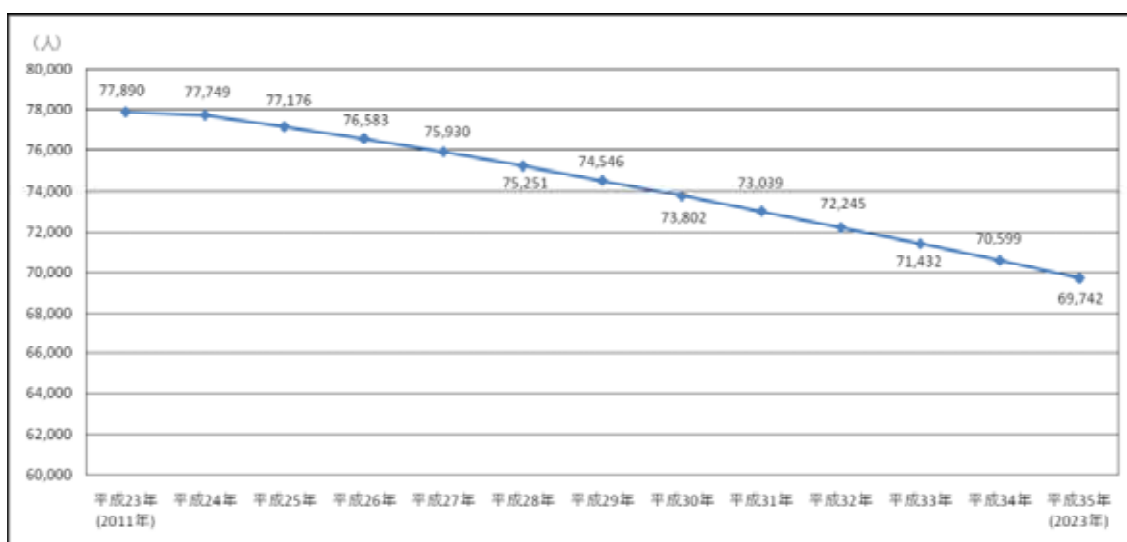


図6 . 将来推計人口(住民基本台帳)

#### (3) 利用区分

市土の利用区分は、農用地、森林、宅地等の地目別区分及び市街地とします。

#### (4) 規模の目標を定める方法

市土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の市土の利用の現

\*1 コーホート法・・・地域の将来人口を予測する際に、特定の社会的集団(=コーホート：通常は年齢階層別男女別人口)毎に人口予測を行う方法の総称。

況と変化についての調査に基づき、将来推計人口及び需要動向を勘案して、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行って定めるものとします。

#### (5) 規模の目標

市土の利用に関する基本構想に基づく平成35年の利用区分ごとの規模の目標は、下表のとおりです。なお、以下の数値については、今後の社会、経済状況の不確定さ等から、弾力的に考えるべき性格のものであります。

表 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位：ha、%)

	平成22年	平成35年	構 成 比	
			22年	35年
農用地	4,990	4,702	17.9	16.8
農地	4,990	4,702	17.9	16.8
採草放牧地	0	0	0.0	0.0
森林	14,930	14,888	53.4	53.3
原野	0	0	0.0	0.0
水面・河川・水路	1,295	1,305	4.6	4.7
道路	1,018	1,051	3.6	3.8
宅地	1,740	1,796	6.3	6.4
住宅地	994	1,024	3.6	3.7
工業用地	261	262	0.9	0.9
その他の宅地	485	510	1.8	1.8
その他	3,974	4,232	14.2	15.0
合 計	27,947	27,974	100.0	100.0
市街地	141	141	-	-

## 2 地域別の概要

地域別の市土利用の概要は、次のとおりです。

#### (1) 地域区分

本市の地域区分は、地形や社会、経済の状況を考慮して、東部地域（富岡、



宝田、中野島、長生、大野、見能林、橘、那賀川、羽ノ浦地区の各町)、西部・南部山地及び山麓地域(加茂谷、桑野、新野、福井地区の各町)及び東南部島しょ部地域(椿町、椿泊町、伊島町)の3地域区分とします。

## (2) 各地域における市土地利用の概要

### ア 東部地域

本地域は、徳島県東部都市計画区域に含まれる地域であり、県南の中核的な役割を持つ中心市街地や四国有数の工業地帯を擁し、本市全体の約8割の人々が居住しています。

一方、本地域は県下有数の農業地帯であるとともに、海岸美を誇る河口部や沿岸域は天然の良港として利用されるなど、恵まれた自然環境と各種産業が調和しています。

このため、本地域では優良農地の確保や自然環境の保全に充分配慮した上で、都市基盤の整備や住宅地等の確保を図り、県南の中心地としての機能強化に努めます。

### イ 西部・南部山地及び山麓地域

本地域のかなりの部分は森林となっています。

そのため、本地域では森林の持つ水源かん養<sup>\*1</sup>機能や防災機能の維持を図るとともに、地域特性をいかした林業の振興や歴史的資源をいかした憩いと交流の場としての整備を図ります。

また、本地域の既成住宅地域や農村地域については、生活環境の整備に努めるとともに、適正な土地利用への誘導を図り、開発行為等は抑制することを基本とします。

さらに、野生鳥獣による被害の防止に努めるとともに、高品質で付加価値の高い農産物の導入や特産品の竹を活用した商品の開発と販売、野球のまち推進事業等により地域の活性化を図ります。

### ウ 東南部島しょ部地域

本地域も西部・南部山地及び山麓地域と同様、かなりの部分が森林であるので、その適切な保全を図ります。

また、本市の沿岸地域や島しょ部は室戸阿南海岸国定公園を形成し、優れた海岸美を有しているため、ウミガメ産卵地等、優れた自然の保全と生物多様性

---

\*1 水源かん養・・・森林の土壌が降雨を貯留することで、河川へ流れ込む水の量をならして洪水を緩和し、河川の流量を安定させるとともに、清浄な地下水を保全する働きなどをいう。

の確保に配慮しつつ、その自然環境をいかした観光交流地域としての整備を図ります。

さらに、地域住民の利便性の向上や災害に対する安全性の向上に配慮した環境整備に努めるとともに、空き家等を活用した都市住民の定住促進や二地域居住の推進に取り組み、地域の活性化を図ります。

## 第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要は、次のとおりです。

### 1 公共の福祉の優先

市土については、公共の福祉を優先させるとともに、地域の自然、社会、経済及び文化の実情に配慮して適正な利用が図られるよう努めます。

### 2 土地利用に関する法律等の適切な運用

適正な土地利用の確保を図るため、国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係諸法を適正に運用するとともに、本計画を基本として、土地利用相互間の計画的な調整を推進します。

その際、土地利用の影響の広域性を踏まえ、関係行政機関相互間の適切な調整を図ります。

### 3 地域整備施策の推進

施策の推進については、基本理念である「健康で文化的な生活環境の確保と市土の均衡ある発展」を図るため、幹線道路、生活道路等道路交通網の整備や、河川改修、生活環境施設を整備充実し、恵まれた自然を損なうことなく、バランスの取れた地域整備施策を推進します。

その際、地域間の機能分担と交流・連携を促進し、地域の活性化と自立的な発展を図ることに留意します。

また、事業の計画等の策定に当たっては、自然、社会、経済及び文化の状況等について総合的に配慮します。

### 4 安全で安心な市土の形成

安全で安心な市土の形成については、治水施設等の整備と流域内の土地利用との調和、地形等自然条件と土地利用配置との適合性、風水害及び地震への対応に配慮し、適正な土地利用への誘導を図るとともに、市土保全施設や地域防災拠点の整備を推進します。また、浸水予測図等により危険地域に関する情報の周知を図ります。

特に、「南海・東南海・東海」の三連動地震の発生が危惧されていることから、地震対策を最重要かつ緊急の課題として取り組む必要があるため、地域防災力の強化を図るとともに、建築物の耐震化を促進します。

また、森林の持つ貯水、防災機能の向上を図るため、間伐を始めとする森林の整備、保安林等の適切な管理を進め、森林の管理水準の向上を図ります。

## 5 環境の保全と美しい市土の形成

### (1) 低炭素社会の実現

低炭素社会の実現については、阿南市地域新エネルギービジョンに基づき、新エネルギーの導入の可能性について検討を行うとともに、阿南市次世代エネルギーパーク計画に基づく、新庁舎を核とした公共施設へのクリーンエネルギーの導入推進等により温室効果ガスの排出を抑制し、環境負荷の小さな社会の実現に向けて、適切な土地利用を図ります。

### (2) 循環型社会の形成

循環型社会の形成については、廃棄物の発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)のいわゆる「3R」を一層推進するとともに、発生した廃棄物の適正な処理を行うためのシステムを形成するため、環境の保全に十分配慮しつつ、適正な土地利用を図ります。

あわせて、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止に努めます。

### (3) 水環境の保全

水環境の保全については、農用地や森林の適切な維持管理を行うほか、雨水の地下浸透の促進、下水道等の整備の促進、水辺等の保全による河川や沿岸部等の自然浄化能力の維持・回復、地下水の適正な利用等により水環境や水道水源等の保全を図ります。

### (4) 自然環境の保全

自然環境の保全については、生物の多様性を確保するため、野生生物の生息・生育状況からみてすぐれている自然の適正な保全を図ります。また、自然の特性に応じて自然とのふれあいの場を確保します。

### (5) 良好な景観等の保護

良好な景観等の保護については、緑化や優良なデザインの実践など、市民との協働により美しく良好な都市景観の形成を図るとともに、農山漁村においては、自然と調和した景観の保全に努めます。

また、遍路道や牛岐城趾を始めとする歴史的・文化的遺産の保存に努めます。

### (6) 環境影響調査等の推進

環境影響調査等の推進については、環境アセスメントによる開発計画の早期段階からの情報提供、意見把握などを促進し、大規模開発事業における環境配慮に努めます。

また、小規模な開発についても、できる限り早期の段階から環境への配慮を事業者に訴求し、土地利用の適正化を図ります。

## 6 土地利用の転換の適正化

### (1) 土地利用転換の基本

土地利用の転換を図る場合には、一旦転換すれば元の状態には容易に戻らないことを十分に認識し、周辺に与える影響の大きさに十分留意した上で、人口・産業の動向、周辺の土地利用、社会資本の整備状況及びその他の自然、社会、経済の状況を勘案して適正に行います。

### (2) 農用地の利用転換

農用地の利用転換を行う場合には、食料生産の確保、農業経営の安定及び地域農業や地域景観・自然環境等に及ぼす影響に留意し、農業以外の土地利用との計画的な調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制し、優良農地が確保されるよう十分配慮します。

### (3) 森林の利用転換

森林の利用転換を行う場合には、森林の保続培養<sup>\*1</sup>と林業経営の安定に留意し、災害の防止及び環境の保全等という森林の公益的機能の低下を防止することに配慮して、周辺の土地利用との調整を図ります。

### (4) 大規模な土地利用の転換

大規模な土地利用の転換については、その影響が広範であるため、周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、市土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用の確保を図ります。

## 7 土地の有効利用の促進

### (1) 農用地

農用地については、農業の有する多面的機能の維持増進に配慮し、農業生産基盤の整備を計画的に推進し、効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手への農用地の利用集積を図ります。

---

\*1 森林の保続培養・・・現在ある森林資源を賦存量、質的状况、配置等に配慮しながら合理的かつ計画的に維持増大していくこと。

## ( 2 ) 森 林

森林については、その多面的機能が高度に発揮されるよう、適切な整備・保全を行い、林業の持続的かつ健全な発展を図ります。また、美しい景観や自然とのふれあい、保健休養・癒しの場として価値の高い森林については、森林環境教育やレクリエーション利用の場として、総合的な利用を図ります。

## ( 3 ) 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、治水及び利水の機能発揮に留意し、生物の多様な生息・生育環境としての機能の発揮のため、必要な水量・水質の確保や整備を図り、地域の景観と一体となった水辺空間や水と人とのふれあいの場の形成を図ります。

## ( 4 ) 道 路

道路については、交通の安全と円滑性を確保するため、交通安全施設の整備及び交通危険箇所等の改良を図り、緑化等を推進して、良好な道路景観の形成を図ります。

## ( 5 ) 住宅地

住宅地については、居住環境の整備を推進し、需要に応じた適正規模の宅地の供給を促進し、住宅の長寿命化など既存ストックの有効活用を通じて、持続的な利用を図ります。

## ( 6 ) 工業用地

工業用地については、情報化やグローバル化の進展等にもなう産業の高付加価値化や構造変化、工場の立地動向を踏まえ、地域社会との調和及び公害防止の充実を図りつつ、工業団地等の整備により、工業用地の確保に努めます。

また、道路網や港湾などインフラ整備等による工場操業の応援態勢の整備に努めるとともに、工場跡地等の利用の促進を図ります。

## ( 7 ) 低・未利用地

低・未利用地については、特に耕作放棄地が、市土の有効利用や環境の保全の観点から望ましくないため、周辺土地利用との調整を図りつつ、農用地としての活用を積極的に促進します。また、農用地等から宅地へ転換された後に低・未利用地となった土地については、新たな土地需要がある場合には、市土の有効利用の観点から優先的に再利用を図ります。

## 8 多様な主体の参画による市土の管理

土地所有者以外の者が、それぞれの特長をいかして市土の管理に参加する場合には、市土の管理水準の向上等、直接的な効果だけでなく、地域への愛着のきっかけや、地域における交流促進、土地所有者の管理に対する関心の喚起など適切な市土の利用に資する効果が期待できます。

このため、国や県、市による公的な役割、所有者等による適切な管理に加え、森林づくり活動への参加、地産地消や地域材の利用の促進、協働の森づくり事業等の緑化活動に対する寄附等、所有者、地域住民、企業、NPO法人(特定非営利活動法人)、行政、他地域の住民等多様な主体が様々な方法により市土の適切な管理に参画していく動きを促進します。

## 9 市土に関する調査の推進及び計画の点検

土地利用の動向を的確に把握し、市土の効果的な利用を推進するため、国及び県等が実施する土地に関する基礎的な調査について、結果の収集及び分析を行い、必要に応じて市の施策に反映させます。

本計画の推進等に当たっては、より効果的な土地利用ができるよう、他の関係計画等との連携を図ります。

また、市土利用をめぐる社会及び経済状況の変化を踏まえ、必要に応じて、本計画の総合的な点検を行います。